

新潟県条例第57号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第1条 新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中節及び号の表示に下線が引かれた節及び号（以下この条において「移動後節等」という。）に対応する同表の改正前の欄中節及び号の表示に下線が引かれた節及び号（以下この条において「移動節等」という。）が存在する場合には当該移動節等を当該移動後節等とし、移動後節等に対応する移動節等が存在しない場合には当該移動後節等（以下この条において「追加節等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（節及び号の表示並びに追加節等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（節及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 施設等の整備 <u>第1節 特定道路及び特定公園施設の整備（第9条の2）</u> 第2節（略） 第3節（略） 第4節（略） 第4章（略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)（略） <u>(2) 特定道路 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第9号の特定道路をいう。</u> <u>(3) 特定公園施設 法第2条第13号の特定公園施設をいう。</u> (4) 公共的施設 病院、百貨店、社会福祉施設、銀行、官公庁舎、道路（特定道路を除く。）、公園（特定公園施設を除く。）その他の多数の者の利用に供する施設で、規則で定めるものをいう。 (5)（略） (6)（略） 第3章（略） <u>第1節 特定道路及び特定公園施設の整備</u> 第9条の2 知事は、 <u>法第10条第1項の道路移動等円滑化基準及び法第13条第1項の都市公園移動等円滑化基準を、規則で定めるものとする。</u>	目次 第1章・第2章（略） 第3章 施設等の整備 第1節（略） 第2節（略） 第3節（略） 第4章（略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)（略） (2) 公共的施設 病院、百貨店、社会福祉施設、銀行、官公庁舎、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で、規則で定めるものをいう。 (3)（略） (4)（略） 第3章（略）

<p style="text-align: center;">第2節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 (略)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 特定公共的施設の新設等をしようとする者が、<u>法第14条第1項の規定により同項の建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない当該特定公共的施設について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を提出したときは、当該建築物移動等円滑化基準において整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置が定められている事項については、前項の規定による協議をしたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 (略)</p> <p>(国等に関する特例)</p> <p>第25条 国、地方公共団体その他規則で定める者(次項において「国等」という。)については、<u>第3章第3節の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 (略)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 特定公共的施設の新設等をしようとする者が、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定により同項の建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない当該特定公共的施設について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を提出したときは、当該建築物移動等円滑化基準において整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置が定められている事項については、前項の規定による協議をしたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 (略)</p> <p>(国等に関する特例)</p> <p>第25条 国、地方公共団体その他規則で定める者(次項において「国等」という。)については、<u>第3章第2節の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

(新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例（平成11年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正前部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県食品衛生法施行条例</u>	<u>新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の <u>施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の <u>定めるところにより、営業に係る公衆衛生上必要な基準等について定めるものとする。</u>
<u>(食品衛生検査施設の基準)</u>	
第2条 <u>政令第8条第1項に規定する食品衛生検査</u>	

施設¹の設備に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設に配置する職員に係る基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

(手数料)

第7条 法第26条第1項の規定による知事の行う検査を受けようとする者は、新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例(昭和43年新潟県条例第7号)の定めるところにより、同条例別表第1の8の項に定める額の手数料を納めなければならない。

第8条 法第52条第1項の規定による営業の許可の申請をしようとする者は、政令第35条各号に掲げる営業の種類ごとに、1件につきそれぞれ別表第3に定める額の手数料を納めなければならない。

2～4 (略)

別表第1 (第3条関係)
(略)

別表第2 (第4条関係)
(略)

別表第3 (第8条関係)
(略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

(手数料)

第6条 法第26条第1項の規定による知事の行う検査を受けようとする者は、新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例(昭和43年新潟県条例第7号)の定めるところにより、同条例別表第1の7の項に定める額の手数料を納めなければならない。

第7条 法第52条第1項の規定による営業の許可の申請をしようとする者は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に掲げる営業の種類ごとに、1件につきそれぞれ別表第3に定める額の手数料を納めなければならない。

2～4 (略)

別表第1 (第2条関係)
(略)

別表第2 (第3条関係)
(略)

別表第3 (第7条関係)
(略)

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例第6条の改正(「別表第1の7の項」を「別表第1の8の項」に改める部分に限る。))に限る。は、公布の日から施行する。